

論文執筆の手引き

(2022 年度改訂版)

青山学院大学国際政経学会

I. 論文の体裁

- ①日本語（12000 字～24000 字）、または英語（6000words～12000words）。
- ②提出に際しては、要旨（日本語は 1300 字前後、英語は 600words 前後）添付。
- ③ファイル形式は「Word」または「PDF」。
- ④ファイルの個人情報削除の上、記名有・記名無の 2 種類の原稿を学会のメールアドレス（gakkai@sipec.aoyama.ac.jp）へメール添付にて提出。

II. 論文の構成

- ① 論題
 - ②目次
 - ③本文
 - ④参考文献
- (但し、注については「VII. 注」を参照のこと)

III. 論題

論題は、論文の内容を的確に、しかも簡潔に示すものであること。必要ならば、論題に副題をつけてもよい。その場合には、副題を棒線ではさむ。

<例>

米国対外直接投資の決定要因と日本市場の閉鎖性について
— 製造業の立地に関する実証分析 —

IV. 本文

序（節）には、論文の目的、範囲、意義、検証の方法、構成（次節以降結論まで）を述べる。最後の節では、論文において研究された事項の概要を記すとともに、研究の結果発見ないしは確認された主要事項、残された問題をまとめて、結論の節とする。

(文体)

口語的な文体は避けて、学術論文にふさわしい文体で書く。また、論文全体を通して、文体を統一すること。

V. 引用・参照の方法、盗用・剽窃の場合の取り扱い

論文の中で、他人の説を引用したり、執筆者が未知の事実についての記述等を借りたりする場合には、その旨明記しなければならない。他人の説を無断で借りて、あたかも自らの創意であるかのごとく装う態度（盗用・剽窃）は厳に慎まねばならない。盗用・剽窃を含む論文については審査の対象外とする場合がある。また孫引きも厳に慎まねばならない。以下、引用の仕方を説明する。また盗用・剽窃については、国際政治経済学部「レポート・論文における剽窃・盗用について」も参照すること。

①文献の記述をそのまま引用する場合には、原文を忠実に写し、その引用文を一重のかぎカッコ「 」で括る。そして、その文献を「注」で明示する。原典にかぎカッコが用いられている場合、そのかぎカッコは、引用を示すかぎカッコと区別するため、二重のかぎカッコ『 』に変更する。（これらの手続きは文献のタイトルを引用する場合にも適用される。）

②文献の記述をそのまま引用する場合ではなくても、文献の記述を要約して用いる場合、あるいはアイデアや着想を得た場合は、要約引用の範囲、参考にした部分が分かるように記し、出典を明示する。

③引用文に、引用部分の前後を知らないと理解しにくい語句がある場合は、その引用語句に続けて [] でかこって、その語句を示し、引用者が書き加えた旨を明示する。

<例>

「その国 [ポーランド] の農民は……」

④引用文中の特定の語句を特に強調したいときは、傍点を付すとよい。但し、その傍点は執筆者が加えたものであるから、(傍点引用者) として責任を明らかにする。

<例>

「その国の農民は……」(傍点引用者)

⑤他人が著書や論文の中で引用した文章を参照する場合には、必ず原本にあたる。

VI. 引用の方法

① 文献引用は **The Chicago Style of Manual** に従い、本文中に著者名と刊行年を“著者 (年)”または“(著者 年)”の形式で記載した上で、文末に参考文献を著者のアルファベット順（続いて日本語のものを著者の五十音順）で並べる。

<本文中の引用の例 1>

Putnam (1993) は、社会関係資本の増加が幸福度を高めると主張した。

<本文中の引用の例 2>

埋め込み理論 (Granovetter 1985) で示されているように、人間は社会の中に埋め込まれた存在であり、社会関係資本が幸福度に影響を与えると予測される。

② 著者が 4 人以上いる場合、本文中の引用では筆頭著者の名前のあとに et al. を付けて表記する。(例: Ethington et al. 2007)

- ③ 文献の記述をそのまま引用する場合（上記V①）など、本文中の引用にページ番号を含める場合は、コンマの後に続ける。（例：佐桑 2017, 36-37）

<本文中の引用の例 3>

石川（1990, 16）は、慣習経済を「その成員が互いに面識であるような小域を範囲とし、その成員の集合的福祉の最大化を目的として各人の義務と特権を決めている経済」と定義した。

VII. 注

注の番号は論文全体で通し番号を入れて、本文の最後にまとめて書く。

VIII. 引用文献・参考文献の表記

以下文献の記載方法を記すが、各自学術雑誌や学術的な書物で確かめること。

（邦文）

単行本、雑誌名、新聞名には二重のかぎカッコ『 』、雑誌論文、単行本所収論文には一重のかぎカッコ「 」を用いる。同一出典を複数回引用・参照し、その著者の他の著作を論文中で引用・参照しない時は、2 回目からは著者名を記した上で、「前掲書」、「前掲論文」などとして省略できる。

<単行本：初出と 2 回目以降の例>

本名信行『世界の英語を歩く』（東京：集英社，2003）。

本名、前掲書、66 ページ。

<単行本所収論文：初出と 2 回目以降の例>

松林 洋一「経常収支の理論」（藤田誠一・小川英治編『国際金融理論』有斐閣、2008 年）、67 ページ。

松林、前掲論文、71 ページ。

<雑誌論文：例>

末田清子「留学体験の意味づけー大学生の留学前及び留学後の滞在国に対するイメージ分析を通して」『異文化コミュニケーション』4 巻(2001): 57-74.

<新聞：例>

『日本経済新聞』2018 年 6 月 2 日、朝刊。

<インターネット：例>

日本銀行 「金融システムレポート」(2018年10月)

<<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsr181022.htm/>>

アクセス日：2018年11月9日

(同じアドレスでも日によって内容が更新されたり、論文を読んだ人がそのアドレスにアクセスしても、既にそのページが残っていなかったりするため記入。)

(英文)

洋書の書名および雑誌名にはイタリックもしくは下線(アンダーライン)を引く。

論文は“ ”で括る。

「p.」は1ページのみを参照した時、「pp.」は複数ページを参照した時に使う。

<例>

書籍

(翻訳あり)

Kingdon, John (1995) *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, 2nd edn. New York: Addison-Wesley. (キングダン、J. (笠京子訳) (2017) 『アジェンダ・選択肢・公共政策：政策はどのように決まるのか』勁草書房).

(単著)

Watanabe, Rie (2011) *Climate Policy Changes in Germany and Japan: A Path to Paradigmatic Change*, Oxford: Routledge.

(共著：書籍の1章)

Jenkins-Smith, Hank. C., Daniel Nohrstedt, Christian Weible and Paul Sabatier (2015) “The Advocacy Coalition Framework: Foundations, Evolution, and Ongoing Research”, in Sabatier Paul. and Christian Weible (eds.) *Theories of the Policy Process*, Third Edition, Boulder: Westview Press.

雑誌論文：初出と2回目以降の例

(単著)

Howitt, Peter. 2000. “Endogenous Growth and Cross-Country Income Differences.” *American Economic Review* 90 (4): 829–46.

(共著(2名))

Acemoglu, Daron, and James A. Robinson. 2000. “Political Losers as a Barrier to Economic Development.” *American Economic Review* 90 (2): 126–30.

(共著 (3名以上))

Alatas, Vivi, Abhijit Banerjee, Rema Hanna, Benjamin A. Olken, Ririn Purnamasari, and Matthew Wai-poi. 2016. “Self-Targeting: Evidence from a Field Experiment in Indonesia.” *Journal of Political Economy* 124 (2): 371–427.

[以上、The University of Chicago Press, *The Chicago Manual of Style*. 17th ed. (Chicago: the University of Chicago Press, 2017)]

IX. 人を対象とする調査を行う場合の注意点

研究対象となる人に侵襲を与える可能性がある場合は、倫理審査が必要な場合がある。侵襲とは、例えば、インタビューにより心理的苦痛を与える可能性がある場合や、実験参加により肉体的苦痛を与える可能性がある場合である。少しでもそのような可能性がある場合は、**指導教官に相談し、必要な手続きを取ること。**

X. (参考) 論文の書き方についての参考文献

論文の作成に当たっては、以下の文献を参照されることを薦める。

- ①木下是雄『理科系の作文技術』 中央公論社、1981年。
- ②木下是雄『レポートの組み立て方』 筑摩書房、1994年。
- ③小浜裕久・木村福成『経済論文の作法—勉強の仕方・レポートの書き方』[増補版] 日本評論社、1998年。
- ④古郡廷治『論文・レポートのまとめ方』 筑摩書房、1997年。
- ⑤田代菊雄編著『学生・院生のための研究ハンドブック』[第三版] 大学教育出版、2001年。
- ⑥野口悠紀夫『「超」文章法—伝えたいことをどう書くか』 中公新書(No.1662)、2002年。
- ⑦戸田山和久『論文の教室—レポートから卒論まで』 NHK ブックス(No. 954)、2002年。
- ⑧ The University of Chicago Press, *The Chicago Manual of Style*. 17th ed. (Chicago: the University of Chicago Press, 2017).
- ⑨ Kate A. Turabian (revised by John Grossman and Alice Bennett), *A Manual for Writers of Term Papers, Theses, and Dissertations*. (Chicago : the University of Chicago Press , 1996). 上記⑧の Chicago Manual の簡略版。
- ⑩ William Strunk Jr. and E.B. White, *The Elements of Style*. 4th ed. (New York: Macmillan, 1999). 英語論文の書き方の古典。

レポート・論文における剽窃（盗用）について

青山学院大学国際政治経済学部
青山学院大学国際政治経済学研究科

調べた内容と自分の考察は区別する

大学では、授業の課題としてレポート・論文（以下、「レポート等」）を提出する機会が多くあります。執筆にあたっては、文献、資料等を調べた上で、自分の考察を加えることが求められます。重要なことは、調べた内容と自分の考察を区別して書くことです。

調べた内容は出典を明示する

区別の方法はシンプルです。調べた内容についてその元々の情報源（出典）を明示するのです。（著作権法によれば、「公表された著作物は、引用して利用することができる」のですが（第32条）、その場合には「著作物の出所」を「明示しなければならない」と規定されています（第48条）。）

- ✓ 他人の文章で示された表現・アイデアをそのまま抜き出すことは「引用」といい、引用句（「 」）を用いてどこからどこまでが引用した箇所であることを明示した上で、引用した箇所の該当ページを含めた出典を明記します。
- ✓ 他人の文章で示された表現・アイデアを抜き出さずに自分の言葉で言い換えてその内容を踏まえたり言及したりすることは「参照」といい、参照した箇所の該当ページを含めた出典を明記します。とくに参照の場合は、自ら執筆した文章のうちどこまでが調べた（参照した）内容で、どこから自分の考察であるかを、明確に区別して書くことが重要です。なお、自分の考察であっても、参照した箇所があれば同様にその出典を明示する必要があります。

本文に出典を示すことなく最後に参考文献リストを付けているレポート等が見受けられますが、これでは引用または参照の箇所が明確ではなく、出典を明示したことにはなりません。なお、インターネット上の情報を引用または参照した場合も出典を明示（URLアドレスとアクセス日を明記）する必要があります。（実際にレポート等を作成する中で疑問が生じた場合は、授業の担当教員に相談し、その指示に従ってください。）

出典を明示しない剽窃行為は禁止

他人の文章で示された表現・アイデアを引用または参照しているにもかかわらず、その出典を明示することなく、あたかも自分の考察であるかのように執筆することは剽窃行為となります。剽窃行為は他人の文章の盗用であり、厳に禁止されています。剽窃行為の具体例は次の通りです。

- 出典を明示することなく、他人の文章で示された表現・アイデアを用いること
- 出典を明示することなく、他人の文章で示された表現・アイデアを言い換えること
- 出典を明示することなく、他人の外国語の文章で示された表現・アイデアを翻訳して用いること
- ある授業で提出したものと同一内容のレポート等を別の授業で提出すること（「自己剽窃」）
- 複数の学生によって同じ内容のレポート等が提出されること（他人が参照することを知りながら、自分のレポート等を他人に見せた場合には、見せた人も不正行為とみなされる場合があります。）

剽窃行為は懲戒処分の対象となる

上記はレポート等の執筆にあたり必ず守られなければならないルールです。本学部・研究科では剽窃行為に関して厳正に対処します。試験における不正行為と同じように学則に基づく懲戒処分の対象となり、提出したレポート等が認められないだけでなく、その授業科目が不合格とされたり、それ以上の処分を受ける場合もあります。

以上